

(案)
業務委託契約書

沖縄県知事 玉城 康裕 (以下「甲」という。) と受注者 (以下「乙」という。) とは、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 1 業務の名称 沖縄県管理空港自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 実施場所 久米島空港、与那国空港、波照間空港、多良間空港、粟国空港、南大東空港、北大東空港、慶良間空港
- 4 契約金額 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円)
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

5 契約保証金

(総則)

- 第1条 乙は、甲の保安規程及び乙保安業務委託規定に記載した事項の保安業務を誠実に履行しなければならない。
- 2 基準が明示されていないものがあるとき又は基準に疑義があるときは、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては、甲乙は第2条の規定による係員 (以下「連絡責任者」という。) の指示に従うものとする。

(連絡責任者)

- 第2条 甲は、乙の保安業務の履行について、自己に代わって指示する係員を選定することができる。
- 2 連絡責任者は、この契約書及び基準に定められた事項の範囲内において次の各号の業務を行う。
 - 3 保安業務の履行に立ち会い、又は必要な指示連絡を行い、若しくは第3条に規定する乙の現場代理人に対して指示を与えること。
 - 4 保安業務日誌の点検及び使用材料等の検査を行うこと。

(現場代理人)

第 3 条 乙は、現場代理人を定め、使用人の監督指導、保安業務日誌の記入、その他保安業務に関する一切の事項を処理させなければならない。この場合においては、乙の現場代理人の住所、氏名を書面をもって甲に通知しなければならない。

第 4 条 乙は、保安業務の履行中に修繕を必要とする箇所を発見したときは、基準に定める軽微なものについては、契約金額の範囲内においてただちに修繕し、軽微でないと認められるものについては、ただちに連絡責任者に報告しなければならない。

(保安業務内容の変更)

第 5 条 甲は、必要がある場合には保安業務内容を変更し、若しくは保安業務を一時中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(施設等保安の義務)

第 6 条 保安業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により建物工作物その他のもの若しくは、第三者に損害を及ぼしたときは乙はその損害を賠償しなければならない。

(検査)

第 7 条 乙は、毎月の保安業務を実施したときは、その旨を連絡責任者に通知しなければならない。
2 連絡責任者は、乙から前項の通知を受けたときは、ただちに検査を行わなければならない。

(支払)

第 8 条 乙は、前条による検査に合格したときは、当該月分を適法な支払請求書により甲あて保安業務代金の支払を請求するものとする。
2 甲は、前項の規定により支払請求書を受領した日から起算して 30 日以内にその代金を支払うものとする。

(解除権)

第 9 条 次のいずれかに該当する場合には、相手方は、この契約を解除することができるものとする。
2 甲又は乙のいずれか一方が、この契約に基づく義務に違反し、契約の本旨に従って（乙の保安業務委託規定第 12 条に定める。）保安業務等の実施ができないと認められるとき。
3 乙又はその代理人、使用人等に不正の行為があったとき。
4 乙が甲の承認を得ないで、この契約の履行を第三者に委託したとき。

(契約の解除)

第10条 平成31年度歳入歳出予算の当該契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(紛争解決)

第11条 この契約の履行に関し、甲乙間に紛争が生じたときは、甲乙協議して解決する。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第12条 本契約において、契約期間中途において消費税率等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

別紙

支払計画書

委託業務名：沖縄県管理空港自家用電気工作物保安管理業務委託

履行期間：平成31年4月1日～平成32年3月31日

4月分	円
5月分	円
6月分	円
7月分	円
8月分	円
9月分	円
10月分	円
11月分	円
12月分	円
1月分	円
2月分	円
3月分	円
計	円